

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和8年1月6日

世田谷区

1 事業計画の概要

(1) 件名

特別区有料ごみ処理券管理システムの開発業務委託

(2) 業務内容

特別区（東京23区）では、廃棄物処理手数料の徴収方法として、共通デザインの有料ごみ処理券の交付を行っているが、有料ごみ処理券の受発注管理、取扱所への納品及び在庫状況管理、廃棄物処理手数料徴収事務委託に係る実績管理および納付書発行・収納事務の一連の業務についても、管理上、23区共通のシステム（特別区有料ごみ処理券管理システム）とする必要がある。このため、特別区清掃リサイクル主管課長会において、内部組織である有料シール検討会にて当該事務を行うことを決定した。

本プロポーザルは、特別区有料ごみ処理券管理システムについて新たにシステム開発を行うことを目的とし、有料シール検討会会長区である世田谷区において実施するものである。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※なお、令和9年度以降5年間程度、本業務により開発したシステムの運用保守委託を予定する。（当該年度の予算配当を条件とする）

(4) 契約について

本業務における契約締結は、東京23区各区と受託者がそれぞれ行う。

なお、契約は各区における本事業の令和8年度予算の配当を条件とする。

2 参加資格

提案書提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 東京23区いずれかの競争入札参加資格を有すること。なお、当該資格を有しない場合は、「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」、「法人税又は所得税」及び「消費税及び地方消費税」に滞納がないことを確認するため、下記の書類を提出すること。

A. 履歴事項全部証明書

B. 財務諸表※直近期分。対象事業年度が12箇月に満たない時は、前営業年度の財務諸表も提出すること。

C. 税務署が発行する納税証明書（「法人税又は所得税」及び「消費税及び地方消費税」）※Bの対象事業年度の決算にかかるもの。

D. 提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書※Bの

対象事業年度の決算にかかるもの。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 1 1 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区を含む東京 23 区すべてから入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法 平成 14 年法律第 154 号に基づく更生手続き開始の申立て 又は 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規程に基づく精算の開始または破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (6) 令和 2 年度以降に情報漏えい等のセキュリティに関する事項について、判決による罰金、和解金の支払いが無いこと。また、同種の業務を受託した実績を有するとともに、受託者の責により契約を解除されたことが無いこと。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク（JIS Q 15001 準拠）」または ISO/IEC 27001（JIS Q 27001）に基づく ISMS 適合性評価制度の認証を取得していること。
- (8) 品質管理の基準を満たす認証（ISO9001）を取得していること。
- (9) 都道府県民税・市町村民税等に滞納がないこと。
- (10) 受託者は構築したシステムにおいて、別途契約により、保守業務を受託すること。
- (11) 「特別区有料ごみ処理券管理システムの開発業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。
- (12) 令和 2 年度以降の実績における Microsoft Access を使用したシステムの構築(再構築)について、特別区、政令指定都市にてシステムの構築(再構築)だけでなく、操作研修の実施を含む一契約とした契約書の写しを 1 件以上提出すること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を選定するための評価基準

① 1次審査（書類審査）

区分	評価項目	評価の視点(配点)
企画提案書	提案の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的を適切に理解し、適切な提案となっているか。 ・本業務規模に見合う十分な導入実績と安定的な運用体制を有しているか。
	システムの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・基本機能が充実しており、本業務の要件に適合しているか。
	構築スケジュール及び業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実現可能なスケジュールが提案されているか。 ・本業務に携わるメンバーが十分な経験を有し、関連する資格を保持しており、安定的な業務遂行が期待できるか。
	操作研修	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に沿った運用マニュアルを作成することとなっているか。 ・操作研修の進め方について具体的に記述されており、職員が操作を習熟できるよう工夫がされているか。
	運用業務及び障害時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的なサービス提供の具体的な実現方法が示されているか。 ・障害発生時の対応方法が確立されているか。 ・職員向けヘルプデスクの具体的な支援体制が提示されているか。
	情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティに関する基本方針が明確で、具体的な脅威・リスクの分析に基づく多層的な対策が提案されているか。
	その他	その他、特別区にとって有益な提案が記述されているか。
機能要件	機能要件への適合状況を機能要件一覧に従って審査を行う。	
見積書 (令和8年度分) および 参考見積書 (令和9年度以降 保守業務分)	提案内容に対する価格は妥当か審査を行う。	

② 2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

評価項目	評価の視点
プレゼンテーション	積極的に取り組む意欲を感じられるか。
	プレゼンテーションの内容が、特別区の要望に沿ったものであり、説得力を持っているか。
	質問に対して的確な回答がなされているか。
総合評価	1次審査、2次審査を通して、提案者の能力、提案内容の妥当性、実現可能性について総合的に評価する。

5 手続き方法等

（1） 担当課

〒156-0043 世田谷区松原6丁目3番5号 梅丘分庁舎2階
 世田谷区清掃・リサイクル部管理課
 電話03-6304-3210 FAX03-6304-3341
 電子メール：宛先は招請通知に記載する。

（2） 説明書の交付期間、場所および方法

①交付期間

令和8年1月6日（火）午前9時から令和8年1月20日（火）午後5時まで

②交付場所

世田谷区ホームページ

トップページ→区政情報→契約・入札情報→発注情報→現在実施中のプロポーザル情報
 →暮らし・手続き

またはページ番号「29476」で検索

③方法

世田谷区のホームページからのダウンロードによる

（3） 参加表明書の提出期限、場所および方法

① 期限 令和8年1月20日（火）午後5時まで（必着）

② 場所 清掃・リサイクル部管理課

③ 方法 持参、郵送の何れか（詳細は説明書参照）

（4） 提案書の提出期限、場所および方法

① 期限 令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）

② 場所 清掃・リサイクル部管理課

③ 方法 メール、持参、郵送の何れか（詳細は説明書参照）

6 選定方法

委託先の候補者を選定するため、「特別区有料ごみ処理券管理システムの開発業務委託に関するプロポーザル方式事業者選定委員会設置要綱」により選定委員会を設置し、審査する。

〈選定委員会の構成員〉

世田谷区清掃・リサイクル部管理課長	荒井 久則
港区環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所長	坪本 兆生
台東区環境清掃部清掃リサイクル課長	曲山 裕通
品川区都市環境部品川区清掃事務所長	篠田 英夫
中野区環境部ごみゼロ推進課長	鈴木 康正
江東区環境清掃部清掃リサイクル課長	小菅 賢太郎

なお、上記の委員は公告時点のものである。人事異動により新たに着任した委員が事業者に所属することになった等、本要件を満たさなくなったときは、その時点で参加資格を失うものとする。なお、委員の変更があったときは、区が参加表明書を受領した者に通知する。ただし、区による参加資格の確認や提案書の選定の結果、本委託契約の相手方として特定する予定のない事業者は除く。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

①契約保証金：免除

②契約書作成の要否：要

③本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は特定された提案書の内容に拘束されないものとする。

④審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議し、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

⑤第一候補者が辞退した場合は、次点の候補者と契約に向けた協議を行う。

⑥業務の全部または主要な部分を第三者に委託してはならない。本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を通知し、協議を行ったうえで書面により区の承認を得なければならない。なお、プロポーザルで競合した事業者は、原則、再委託先とすることはできない。

⑦各区と事業者との契約額は合意した契約総額を区の数（23）で除したものを基本とする。なお、本契約は特別区に属するすべての区との契約を前提に実施するものであるが、特段の事情により合意に至らなかった区があった場合にあってもそれ以外の区との契約を妨げるものではなく、また契約総額は減額しないこととする。

⑧当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を、当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有（令和9年度以降：特別区有料ごみ処理券管理システム運用保守業務委託）

(ただし、該当年度の予算配当を条件とする。契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。)

(3) プロポーザルの途中辞退について

提案書等提出者決定通知を受け取ったものが参加を辞退する場合は、辞退届により事務局まで提出すること。なお、辞退した場合でもこれを理由として、区が発注する業務等で不利益な扱いを受けることはない。

(4) 参加表明書及び提案書の作成に関する費用について

参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

(5) 提案者の失格について

参加表明書または提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

①提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、区は選定以外の目的に使用しない。

②区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由を必要に応じて公表することができる。

(7) 詳細は実施説明書による。